

富士見市空家等対策補助制度一覧

令和5年10月

補助制度	概要
① 空家除却補助金 (R 元年度開始)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された <u>1 年以上居住等していない</u> 空家を除却(解体)する場合、除却工事費の 1/3 (最大 30 万円) を補助する。
② 空家利活用補助金 (R 元年度開始)	<u>地域の活性化</u> 等に資する空家の利活用事業を実施する場合、空家の改修工事費の 2/3 (最大 80 万円) を補助する。 例：子ども食堂、高齢者サロン、アートギャラリーなど
③ 隣地統合促進補助金 (R2 年度開始)	<u>狭小地又は未接道地</u> とその隣地を統合する場合、統合に係る費用(土地の買取費用や登記費用等)の一部を補助する。 ④50 m ² 未満の狭小地とその隣地の統合の場合：対象経費の 1/3 (最大 30 万円) ⑤再建築不可の未接道地とその隣地の統合の場合：対象経費の 1/2 (最大 50 万円)
④ 空家除却に係る固定資産税等相当額補助金 (R3 年度開始)	<u>空家除却補助金</u> を使用して除却した跡地を <u>更地のまま</u> 他の用途で使用していない場合、固定資産税等の増額相当 (最長 2 年分) を補助する。
⑤ 空家移住定住促進補助金 (R3 年度開始)	市外からの移住や市内転居による定住のため、 <u>空家を購入して改修工事</u> を実施する場合、改修工事費の 1/3 (最大 20 万円) を補助する。